（地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の一部改正）

第六条　地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成二十六年厚生労働省告示第三百五十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
はじめに	はじめに
第１　地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項	第１　地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項
一・二　（略）	一・二　（略）
第２　医療提供体制基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、地域医療構想及び医療計画並びに都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項	第２　医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項
一　医療提供体制基本方針及び介護保険事業計画基本指針の整合性の確保等	一　医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の整合性の確保等
二　都道府県計画、地域医療構想及び医療計画並びに都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等	二　都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等
１～３　（略）	１～３　（略）
第３・第４　（略）	第３・第４　（略）
はじめに	はじめに
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）に基づく措置として、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）が成立した。	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）に基づく措置として、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）が成立した。
本方針は、医療介護総合確保法第３条第１項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項、医療提供体制基本方針（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の３に規定する基本方針をいう。以下同じ。）及び介護保険事業計画基本指針（介護保険法（平成９年法律第123号）第116条第１項に規定する基本指針をいう。以下同じ。）の基本となるべき事項、都道府県計画（医療介護総合確保法第４条第１項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）及び市町村計画（医療介護総合確保法第５条第１項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。）の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項、都道府県計画、地域医療構想（医療法第30条の３の３第１項に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）及び医療計画（同法第30条の４第１項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）並びに都道府県介護保険事業支援計画（介護保険法第118条第１項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。）の整合性の確保に関する事項並びに医療介護総合確保法第６条の基金（以下単に「基金」という。）を活用した地域における医療及び介護の総合的な確保を図るための都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事業が、公平性及び透明性を確保しつつ、実施されるようにすることを目的とするものである。	本方針は、医療介護総合確保法第３条第１項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項、医療計画基本方針（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の３に規定する基本方針をいう。以下同じ。）及び介護保険事業計画基本指針（介護保険法（平成９年法律第123号）第116条第１項に規定する基本指針をいう。以下同じ。）の基本となるべき事項、都道府県計画（医療介護総合確保法第４条第１項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）及び市町村計画（医療介護総合確保法第５条第１項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。）の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項、都道府県計画、医療計画（医療法第30条の４第１項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）及び都道府県介護保険事業支援計画（介護保険法第118条第１項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。）の整合性の確保に関する事項及び医療介護総合確保法第６条の基金（以下単に「基金」という。）を活用した地域における医療及び介護の総合的な確保を図るための都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事業が、公平性及び透明性を確保しつつ、実施されるようにすることを目的とするものである。
なお、本方針は、今後、地域医療構想及び医療計画の作成や医療介護総合確保推進法による改正の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。	なお、本方針は、今後、地域医療構想（医療計画に定める地域における将来の医療提供体制に関する構想に関する事項をいう。以下同じ。）の作成や医療介護総合確保推進法による改正の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。